福島市告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届け出があった。

令和7年5月27日

福島市長　木幡　浩

名称	所在地	廃止年月日
ふくしま共同診療所	福島市太田町20番7号 博愛ビル1階東	令和7年４月25日